

宮城の多文化共生～散住地域での条例制定～

芳賀紗耶乃

1990年代から急増傾向にあった外国人登録者数は、2006年では約208万人となり、日本人の人口に占める割合は1.63%となっていた¹。これは当時過去最大の数値となっており、首都圏や大都市部を中心に「外国人集住地域」と呼ばれる外国籍住民のコミュニティが形成されている地域が増え、それに合わせて「多文化共生」という言葉も普及し、メディア等でとりあげられるようになってきた。

そのような中、2007年7月、全国初となる「多文化共生」に関する条例が制定・施行された。条例を制定した自治体は宮城県である²。だが、宮城県の外国人登録者数は2005年末当時1万6296人、人口比にして0.7%と首都圏や外国人集住地域と比較すると非常に低い数値を示していた。

大都市部や外国人集住地域を抱える工業地域ならともかく、外国人登録者数もさほど多くはないとみられた地方地域でなぜ「多文化共生」条例ができたのか。外国人の数が少なかった当時の状況では、多文化共生への取り組みを求める声はまだ、県の政策に大きな影響を及ぼすだけの勢力には成長していなかった。この一見して矛盾する現象を説明するために、条例の制定過程に関ったキーパーソンへの聞き取りを中心に、条例制定に至る経緯を再現してみたい。

1. 宮城県の特徴

最初に宮城県における外国人の近年の状況について述べたい。

宮城県の総人口は2006年当時2,360,074人（特活多文化共生センター 2007）、県庁所在地の仙台市は、政令指定都市でもあり東北で最も大学数が多く「学都・仙台」とも呼ばれている。

次に掲げる表は2000年から2006年の外国人の主な在留資格別の人数の変遷を示している。宮城県の在留外国人の特徴を引き出すために、全国の同項目も掲載した。

表1 2000年～2006年 宮城県における在留外国人の変遷

	2000年		2004年		2006年	
	全国	宮城	全国	宮城	全国	宮城
総数	1,686,444	13,188	1,973,747	16,484	2,011,555	16,296
教授	6,744	356	8,153	388	8,406	429
宗教	4,976	95	4,699	94	4,588	89
教育	8,375	243	9,393	249	9,449	241
技術			23,210	99	29,044	117
人文知識・国際業務	34,739	241	47,682	321	55,276	369

興行	53,847	320	64,742	440	36,376	205
技能			13,373	113	15,112	109
短期滞在	68,045	122	72,446	162	68,747	175
留学	76,980	1,262	129,873	2,044	129,568	2,039
就学	37,781	502	43,208	803	28,147	578
研修	36,199	760	54,317	796	54,107	817
家族滞在	72,878	1,133	81,919	1,310	86,055	1,350
特定活動			63,310	688	87,324	829
永住者	145,336	1,115	312,964	2,545	349,804	2,757
日本人の 配偶者	279,625	2,221	257,292	2,125	259,656	2,098
定住者	237,607	1,270	250,734	1,344	265,639	1,217
特別永住者	512,269	2,867	465,619	2,572	451,909	2,490

J.Fモリス 在留外国人の年次推移 2000～2005年

表1から見て取れるように、宮城県の外国人登録数は全国的に見ても、比較的少数であると言える。

宮城県を中心に見てみるとこの表で注目すべきグループが5つある。それは（1）永住者（宮城県に占める割合16.9%）（2）日本人の配偶者（12.9%）（3）留学（19.8%）（4）家族滞在（8.3%）（5）定住者（7.5%）のいわゆるニュー・カマーと呼ばれる在留資格者である。また、全国的にオールド・カマーと呼ばれる「特別永住者」が増加してきているが、宮城県では、年々減少してきており、オールド・カマーの組織力が低下してきており、政治的な主体となることが難しいことも表1から読み取れる。

（1）から（5）までのグループにはどのような特徴が伺えるのだろうか。

まず、（1）永住者（2）日本人の配偶者のグループであるが、それらの全国で占める割合は永住者：17.4%、日本人の配偶者：12.9%と、宮城県と比較して、さほど差は見られない。しかし、宮県の特徴としては、それらの多くは仙台市に集中しているものの、徹底した一極集中型ではなく、宮城県の全市町村に少数ではあるが生活拠点を置いており、点在地域と化していることである。既知であろうが、日本人配偶者のビザと永住者のビザでは更新期間の更新が不要等、守備範囲が異なっており、日本国内で長期的な生活を営む場合、配偶者ビザと比較して永住者ビザのほうが、制限が少ないということもあるので、配偶者ビザで入国しても、数年後に永住者ビザを取得する配偶者が多いという傾向にあるのである。

次に、（3）であるが、留学生の全国で占める割合は6.4%と、宮城県と比較して半数以下の数値を示している。それは、宮城県は大学数が東北地方で最も多い仙台市を含んでいるからであり、「留学生の多さ」は宮県の特徴で最も顕著な傾向といえるであろう。また、それに付随する形で（4）の家族滞在者も宮城県は全国と比較して高い数値を示している

のである。

最後に（５）であるが、全国で占める割合が 13.2%と宮城県と比較すると大きな割合を占めており、増加傾向である。しかし、宮城県内で他の在留資格と比較して劣るこの「定住者」が、後に見るように条例の制定過程で大きな影響を及ぼすこととなるのである。

2. 県内のかつての集住地域、大和町の事例

条例の制定過程において大きな影響を及ぼした「定住者」は、大和町は、宮城県のほぼ中央に位置し、仙台市から車で約 45 分のところにあるという立地の利点を活かし広大な工業団地を形成し企業誘致を行っている。

その工業団地にとある大規模企業が進出し、派遣労働者として日系ブラジル人を雇用した。そのため、町の総人口 2 万 4 千人の地域に日系ブラジル人が最大で 900 人集住していたのである【大和町教育委員会 教育総務課 2008】。

実際に筆者は 2007 年度と 2008 年度に一度ずつ大和町へ行き、町の教育総務課の方と、小・中学校のポルトガル語と韓国語の外国語講師二名、計三名の方に聞き取り調査を行い、周辺地域にある工業団地も見てきた。

日系ブラジル人が急増したのは 1999 年、大和町や周辺町村が積極的に行っていた企業誘致政策で、企業がエントリーし、そこに工場を建て、日系ブラジル人を労働者として雇用し、大和町のアパート（特に中心地区の「吉岡」）に彼らの生活拠点をおいたことがきっかけであった。それまで企業誘致を掲げてきた大和町をはじめとする周辺町村は、他の企業で日系人労働者を雇用していなかったこともあり、日系人が町内に生活することを予想できてはいなかったのである。

年月	町内外国人登録者数	町内日系人登録者数	登録外国人に対する日系人の割合
1999.03	153 名	86 名	56%
1999.12	224 名	148 名	66%
2000.12	357 名	276 名	77%
2001.12	427 名	337 名	79%
2004.01	1,060 名	950 名	90%
2004.12	904 名	753 名	83%
2005.01	1,058 名	739 名	78%
2007.03	717 名	577 名	80%
2008.03	937 名	756 名	81%
2008.10	164 名	54 名	33%

大和町教育委員会教育総務課 2008 年資料より

上記の表の 1999 年 3 月の外国人登録者数を見ると、日系ブラジル人は 86 人、大和町にいる外国人 153 人の半数以上を占めている³。2004 年 1 月には外国人登録者数の 90%を占めており、聞き取り調査時に話を伺ったところ、外に出ると日系ブラジル人が様々な場所で見られ、工場の勤務交代時間である朝と夜に特に多く見られたということであった。

労働者として在住する日系ブラジル人は、日中はほとんど工場で働いており、東海地方等の大規模な集住地域と比較して問題は起こらなかった。このことについては後述したい。

しかし、日系ブラジル人労働者と共に来日した子どもたちの就学に関して、日系ブラジル人が急増してきたことで、集住地域でよく見られるような問題が浮上してきたのである。

日系ブラジル人は労働契約上短期採用者となっており、長くても5年くらいしか一箇所の地域に留まらない。よって、短期間だけ働いてお金を稼ぎ、本国（ブラジル）へ帰ろうと考えている家族が多いため、日本で子どもを就学させようという意識が希薄である。また、ブラジルの教育に対する考え方や、家族の文化的背景によって、就学の必要性を感じず、日本でいう義務教育年代であったとしても、就学させない家族が珍しくない。

また、日系ブラジル人自身、日本語の能力に差があり、簡単な会話が理解できる親もいれば、まったく言語が分からない親もいた。

しかし、大和町の教育総務課をはじめとする教育委員会や学校側が、財団法人宮城県国際交流協会⁴からポルトガル語と韓国語（当時韓国にルーツを持つ児童も比較的多かったため）の講師を配置した。講師の先生が熱心であったこともあり、新しく来た日系児童・生徒の日本語レベルと本国での就学経験等の調査や、日系ブラジル人の取り出し学級、日本文化や日本での生活のルールを教え、配布物の翻訳や保護者への生活・教育相談等を行い、結果日系ブラジル人の就学児童数も多くなり、保護者の子どもの教育に対する関心が高まったのである【大和町教育委員会 教育総務課 2007 および 2008】。

就学率の向上にはポルトガル語講師の先生が日系人の子供たちの文化的背景をよく理解していたことも挙げられるが、彼女が本国において教育学の研究者であったことも大きく関係してきている。彼女の本国の教育に関する専門的な知識があったからこそ、急増した児童・生徒を含め、その親にあたる日系人就労者への対応がスムーズに行われ、かつ内容の濃い学習が行われたのである。事例として、大和町で2年間生活をしていた日系人児童のことを挙げたい。その児童は、来日当初は日本語も分からず、ポルトガル語も会話しか出来なかったが、帰国時にはポルトガル語の読み書きが出来、なおかつ日本語もある程度なら読み書きできるようになっていたのである。

このように支援者が高い専門性を持つことは、支援を受ける人にとって自立することへの大きな一歩となるであろうし、もともといる地域住民との架け橋としての役割を担うこととなったのではないだろうか。

先述した、大和町に住んでいた日系ブラジル人と住民の間でなぜ問題がほとんど起こらなかったか、ということについて述べたい。

他地域の事例を踏まえて、日系ブラジル人労働者受け入れについて一般的に問題となる事柄について、大和町の方に聞き取りをしたが、「最初の頃はごみの分別があまりできていなかったことがあった」という意見以外は特にはないようであった。

なぜ問題がそんなに起こらなかったのか、それは、日系ブラジル人を派遣する企業と行政（大和町）が情報交換等連絡を密に取り合い、互いの信頼関係を築いていたからである。

例えば、日系ブラジル人が来月から30人大和町に住むこととなるとの情報を行政が事前に把握することで、行政がすばやく対応できるようになっていた。また、大和町役場の課長クラスの方が、サッカーのワールドカップがあった年に大和町の体育館を夜間貸し切って、日系ブラジル人のために応援する場を与え、共に応援をしていたり、気軽に役場に来られるように、さまざまな文書の多言語化はもちろんのこと、来庁者にポルトガル語で挨拶をしたりして、一般町民（ここでは日本人のこと）と同様に、必要最低限の行政サービスを受けられるようにしていたことが挙げられる。

日系ブラジル人の方々も「住みやすく、町民が差別無く優しく接してくれたことが印象的で、また機会があれば大和町に住みたい。」と語っていたという。

大和町が行った多文化共生社会形成への取り組みは「多文化共生社会を形成しなければならない」という強い意識が働いた訳では決してない。それは、企業誘致を推進する活動の一環として外国人を「町民」として受け入れなければならないという町役場側の強い自覚や意識と、派遣会社の担当者が日本語に長け、日本文化にも理解を示したことにより、それらが一丸となって労働者への文化仲介者の役割を積極的に果たしてきたため、結果、いつのまにか大和町に多文化共生的な状況が形成されていたのである。

大和町における働きや日系ブラジル人数の急増とそれから発生する様々な問題や対応策は、メディアが取り上げたこともあり、外国人を円滑に受け入れるには、何らかの行政的対応が必要不可欠であるという意識を広めるきっかけとなった。そして、その後の多文化共生条例制定時に、大きな影響を及ぼすことになったのである。それは、宮城県の行政側に、県の経済発展に必要な企業誘致と外国人労働者の受け入れとが深く結びついているという認識をもたらし、県内における外国人人口の更なる増加が近い将来に実現するであろうという不可避論的な雰囲気が徐々に形成されていったからであろう。この時期に形成された、様々な外国人にとって宮城県内で住みやすい環境を整えることが、地域経済の発展に貢献するはずだという認識は、この先、多文化共生の推進に関する条例が県庁内で全体の政策目標として受け入れられ、かつ、県議会で表向きの反対意見無しで通過する土壌の一部となったのであった。

3. 条例制定までの経緯

宮城県の「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」は、2007年6月に議決され、同年7月に施行された。

この条例は、当時の知事である浅野氏の鶴の一声によって突然起案され議会の賛成を経て施行されたのである。浅野氏のその決定は唐突ではあったが、振り返って見れば、それまでの県庁内外のさまざまな活動や実践によって準備されていたのであった。

その実践者のひとつとして宮城県の外郭団体である宮城県国際交流協会（Miyagi International Association:以下M I A）がある。現在多文化共生事業を積極的に行っているM I Aは1987年に設立され、もともと国際交流としての姉妹都市交流を念頭においた

ことから発展したのであった。1990年代前半はM I Aという名同様国際交流事業等を行っていたのであるが、1990年代後半になると宮城県北部で外国籍配偶者が増え、それについて県は何も具体策を講じなかったため、地域社会の維持の重要性を考えたM I Aは助成金を受け、既存の日本語講師養成講座に加えて、外国語生活ガイドブックの作成や外国語生活相談コーナー設置、通訳ボランティア育成等、労働ではなく日本で生活することに視点を置いた外国籍県民への支援事業を行うこととなったのである。

それから数年後の2003年、大和町に日系ブラジル人が急増し、それがマスコミに取り上げられたことで、県側としてもどう対応するかアクションが必要な状況であると判断し、さまざまな自治体の政策を研究し、同年秋には、川崎市の外国人市民代表者会議条例を基に考えられた「みやぎ外国人懇話会」の開催や、もともとM I Aと市民団体が行っていた外国人相談事業を発展させた「みやぎ外国人相談センター」の設置を来年度（2004年度）の重点事業として行うこととした。また、この時期から大和町の取り組みが加速し、外国籍住民の経済的効果が得られることから、経済面でもそのような視点が設けられるようになっていった。

2004年「みやぎ外国人懇話会（以下外国人懇話会とする）」は、外国籍住民の抱える問題や意識等について意見を述べる場を提供しようという意図で開催された。この外国人懇話会は、県史上初の試みであった。この外国人懇話会を通して、県の国際交流課が外国人を県民として位置づけ、その意見や要望を聞くという初めての経験により、その中から生産的な政策提言や議論が生まれてくる可能性があることが実証できたのである。また、外国人懇話会からの意見書を受け取ることで、浅野氏も、この事実を知ることとなり、県内における少数者としての外国人の存在を念頭に置くようになった。

同時期の「みやぎ外国人相談センター」においてもM I AがA L Tの支援や中国残留孤児等の相談支援を行ってきたことをうまく活用し、相談センターを県の委託事業に発展させることができた。

その時期から県は「多文化共生」という言葉が集住地域等でよく使われるようになっていたことや、法務省の人権擁護に関する助成金を出すとの発表を受け、「多文化共生シンポジウム」を開催した。

条例制定の背景にはこのような下積みがあったが、これらの取り組みと条例との間には大きな飛躍があったことは明白であろう。

2004年の第一回外国人懇話会開催後、浅野氏から「外国人差別撤廃条例」の制定の検討について指示があった。このとき、浅野氏は千葉県の条例に見習い、「障害者差別撤廃条例」の制定に力を入れていたが、多くの反対により実現できずにいた。ちょうどその時に第一回「外国人懇話会」が開催されたので、「外国人差別撤廃条例」の案が出てくるのは自然な流れだったといえよう。

この浅野氏の提案により、「外国人差別撤廃条例」の必要性について、県の現状を踏まえ、浅野氏を含めて担当課となった国際交流課で検討作業を行った。同時期に集住地域を中心

としたいくつかの自治体で「多文化共生プラン」が出てきており、総務省でも「多文化共生推進プラン」を作成しているという情報も入ってきていたため、それらが発表されてからでも条例化は遅くないであろうと担当課側は判断したが、浅野氏の「予算の無いなかで事業を行うならば、条例をつくるのが賢明であり予算があまりかからない。それに条例が出来れば日本初の法令となりそれが広告塔となって企業誘致につながることもある」の一言で、条例策定を決定した。しかし、条例名が「外国人差別撤廃条例」だと対象者が外国人に限定されてしまい、住民等から反感を買う可能性があることから、全県民の共生ということで「多文化共生推進条例」と仮称し、条例制定のため調査研究を行い2005年の重点施策とした。

2005年は前年度の重点事業であった「外国人懇話会」・「みやぎ外国人相談センター」・「災害時通訳ボランティア」・「多文化共生シンポジウム」事業を引き続き重点事業と置きながら、新規事業で「災害時外国人サポートウェブ整備事業」が加わり、また、多文化共生推進条例の制定に関する資料・情報等の収集、検討（宮城に合うものにする）作業や審議会委員選出⁵等を経て、第一回多文化共生推進条例審議会を10月に行った。同年度の1月には第二回目の審議会も開催した。そのほかに多文化共生に関しての市町村担当課長会議、県庁内連絡会議も開催された。

同年11月に知事が浅野氏から村井氏に代わり、村井氏は福祉充実よりも経済発展に視点を置いているため、2006年の組織替えがあり、担当課であった国際交流課は産業経済部国際政策課に組織改編したのである。

しかし、その組織改編で予想外の事態が起きた。「知事が代わったのであるから、前知事が言い出した条例の必要性も無いのではないか」・「条例は多文化推進プランが総務省から出されてからにしても良いのでは」「外国籍住民が多いとはいえない宮城県でなぜ条例を作る必要があるのか」等と課内から声があがり、再度条例の必要性について検討されたのである。最終的には審議会委員条例制定取り下げに対する強い反対意見、および村井氏も条例を作ることに賛成したため、条例審議会は継続、制定の方向へと向かったのである。村井氏は、浅野氏が議会で条例制定を提案したときの議長であり、条例制定に対する議会の賛成を纏める中心的な役割を果たしており、知事就任以前から条例制定に賛成の立場をとっていたのであった。このような経緯を背景に、条例による外国人人材の誘致が村井氏の掲げる経済的復興政策の中心的な柱であった「富県」構想とも一致していたことから、賛成意見を掲げたのであろう。

前述の多文化共生重点事業の実施によって、外国籍住民に対する支援の必要性とその方向性などについての情報が得られたことにより「外国人懇話会」は2005年度をもって終了し、「みやぎ外国人相談センター」「災害時通訳ボランティア」「災害時外国人サポートウェブ整備」事業が継続して重点事業となった。条例審議会も3回目から5回目⁶まで行われ、同時に庁内連絡会議⁷、外国人アンケート調査⁸、条例へのパブリックコメント募集⁹、市町村連絡担当課長会議¹⁰が行われた。2006年度で多文化共生条例に関する審議会は終了し、

翌年度初夏にある議会議決を待つだけとなった。

2007年に多文化共生条例案が出来ると、多文化共生事業内容の再確認・整理等により、①多文化共生関連事業②多文化共生・コミュニケーション事業③多文化共生・生活支援事業④多文化共生・地域づくり推進事業に分けられ、①は審議会運営、多文化共生推進プラン策定、連絡会議開催②には「みやぎ外国人相談センター」と市町村等窓口担当者外国人対応研修事（新規事業）③には「災害時通訳ボランティア」「多文化共生シンポジウム」、外国人留学生支援事業（既存）④には「多文化共生シンポジウム」開催事業（継続）という事業割り振りがなされたのである。そして、2007年6月、議会に条例を上程・議決されると翌月の7月に全国初の条例が制定されたのである。

4. 宮城県の多文化共生社会の形成の推進に関する条例

宮城県で制定された「条例」はいわゆる「理念」条例であり、実践案を提示しているものではない。理念を先に掲げ、後に「計画」として施策を構築していく体制をとっている。それは、浅野氏が突然条例制定を提案したという背景もあるが、大都市部のように、明らかに外国籍住民が多いと認識されるような県ではないが故に、条例を先に制定することが、宮城県での多文化共生社会形成という日々変化する性格をより反映しているであろうということからであった。

この条例には「目的」「定義」「基本理念」「県・事業者・県民・の責務」「多文化共生推進計画」「市町村との協働」「県民の活動を促進するための支援」「教育の充実」「推進体制の整備」「調査研究」等の項目に分かれて記載されている。

これらの枠組みが出来上がるまで、審議会内でさまざまな案が討論された。例えば「定義」に「この条例において『多文化共生社会』とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いに、文化的背景の違いを認め、及び人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会をいう。」【宮城県国際政策課 2007年】とあるが、この定義の対象者の線引き、及び表現をいかにするか話し合われた。特に「帰国子女」「宗教の異なる」という言葉について記載すべきか話し合われたが、それらは「等」に含めることとなり、条例施行時に県民から理解を得られやすいように、そして、この条例が悪意のある事件の擁護とならないようにという審議会委員の配慮が伺われる。また「多文化共生推進計画」での「知事は、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生推進計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。2知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置をこうじなければならない。3知事は計画を定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県多文化共生社会推進審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。4知事は計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。5前三項の規定は、計画の変更について準用する。」や、「議会への報告」での「知事は、毎年度、多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策を議会に報告するとともに、公表するものとする」【宮城県国際政

策課 2007 年】など、状況の変化に対応できるようにあえて計画等について明記することなく、しかし、議会への報告義務を設けることで、後々「条例を作ったのは良いが、結局その後は何もしなかった」というようなことが起こりえないようにしたのである。

事実、条例制定後すぐに「多文化共生社会推進計画」の審議会が立ち上げられ、2008 年度末には、議会報告を行い、県民の目に触れることとなっている。この計画の審議委員には、条例制定時から審議委員であった者も含まれており、条例から一貫性を持つこととなっている。また、前述した M I A がコーディネータという立場で審議会に席を置き、県に根ざした、より「リアル」な計画内容となっている。この計画は、大きく次の 3 つのグループに分けられ、(1) 条例によって対象となる人だけではなく、家族単位で支援を進めていくべきだという意見から「家族支援」という枠組みを設け、(2) 宮城県内でも外国籍県民が主体となって継承語学習や国際理解活動を行う団体や、日本語教室から形成されたコミュニティもあるということで、それらのコミュニティを情報の輪で繋げるなどして、積極的に活かすべきであるということから「拠点機能」を、そして(3) 財政的な面から、県は非常に厳しい状態にあるということから、大和町のように新たな施設やセンターを設けることなく、既存の施設や機能をうまく活用していこうという「既存施設及び機能活用」というポイントを基準として作成されているのである。

5. おわりに

これまで宮城県の条例についてみてきたが、この条例は完璧で全てを網羅している訳ではない。外国籍県民が行政と関わる時、最も接するのは「市町村」の窓口であるが、この条例には「市町村との協働」はあっても「市町村の責務」事項がないのである。よって、具体的な窓口等での支援が各市町村によって異なる恐れがある。これは、県が条例を制定したことによって、市町村と対等な立場であるが故に「責務」と記載できなかったことが理由として挙げられる。同様に「事業者の責務」についても、よくメディアで取り上げられるような、外国籍県民を低賃金・重労働で働かせているような事業者は、きっと「責務」としたところで、積極的に参加しないであろうが、この件については事業者を信じるのが条例を施行した県として出来ることの一步であると筆者は考える。

しかし、このことは、まだ条例ができて間もない今の状況で断言できることではなく、県民・市町村・事業者を信頼し、協働の関係で結びつきたいと県は考えているからこそその判断だったのであろう。

なぜ宮城県で多文化共生推進条例が出来たのか、という問いに対して、その一因として「みやぎ外国人懇話会」があり外国籍住民の意見を県が拾い上げられたこと、そして浅野氏が積極的に外国人差別撤廃条例を策定することを勧めたこと、大和町の実例から経済効果を得られ、条例を策定する意識が村井氏に引き継がれたこと、できた多文化共生推進条例が理念的で一般県民の利害を侵す恐れが無かったこと、議会での議員の「外国人」のイメージが、一般的に見られるような「海に向こうから来た青い目のガイコク人」ではなく、

自分の選挙区にいる自分の良く知る住民のなかの外国人として印象付けられていたことが挙げられる。

また、一見政治的に結集しにくく、対策が講じにくいとみられている散在地域における永住者・日本人の配偶者が、この安定した人数と全市町村に生活拠点を有していること、そして在住歴の長い方の積極的な社会参加が、宮城県での多文化共生条例の制定の大きな役割を担っていたのである。

外国人懇話会は、M I Aが長年試行錯誤しながら外国人支援事業を行ってきた苦悩の実績の賜物であり、外国人住民の意見を昇華する必要性が県庁内の関係者間でも認められたこと、そして、川崎市の外国人市民代表者会議条例という「地方自治体の実践と前例」があったからこそ実現できたのである。そして、外国人懇話会があったからこそ、条例制定という発想が浅野氏に生まれたのである。「地方自治体の実践と前例」の確定が地方自治体における多文化共生の実践を前進させる原動力となっているのではないだろうか。

多文化共生条例が宮城県で作られたことは、一見偶然が重なった奇跡に見えるであろうが、その裏にはさまざまな団体の努力と、集住地域以外での多文化共生の必要性、そして地方自治体の実践と前例があったからであろう。

この条例が制定されたことは、多文化共生は集住地域のみならず、散在地域でも求められていることを示している。多文化共生社会の主な対象である集住地域以外でもこのような事例がある。宮城県以外の地域において、これからの多文化共生社会を推進していくにあたって、さまざまな前例等が拾われていくであろう。集住地域である・なしにかかわらず、集住地域外の地域でも多文化共生の実践や前例があることを念頭に置き、それを見習うことが必要ではないであろうか。

[注]

¹ 法務省外国管理局外国人登録者統計

² 条例の正式名称は『多文化共生社会の形成の推進に関する条例』であり、その理念は後述されているが、「国籍・民族等の異なる人々が互いに文化的背景等の違いを認め、及び人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会という。」と記されている。

⁴ 財団法人宮城県国際交流協会（M I A）は、宮城県の外郭団体であり、国際交流事業だけでなく、外国語講師派遣等、多文化共生事業にも積極的に取り組んでいる。

⁵ 審議会委員選出にはM I Aと仙台国際交流協会（S I R A）にリサーチを頼み、①学識者②当事者③支援者④企業⑤行政という五つの枠のほかに、i）オールド・カマーとニュー・カマー、ii）仙台市内と市外という二つの条件をつけて委員を10名選出した。

⁶ 第三回多文化共生推進条例審議会は2006年8月開催、第四回多文化共生推進条例審議会2006年度1月開催、第五回多文化共生推進条例審議会2006年度3月開催。

⁷ 庁内連絡会議2006年8月開催。

-
- 8 外国人アンケート調査 2006 年 10 月～11 月実施。
- 9 パブリックコメント 2006 年度 1 月 23 日～2 月 23 日実施。
- 10 市町村担当課長会議 2006 年度 2 月開催

[文献]

- 法務省入国管理局 2001、2006『在留外国人統計』法務省
- 宮城県 2007『多文化共生社会の形成の推進に関する条例』同県
- 宮城県 2008『宮城県多文化共生社会推進計画（案）』同県
- 宮城県国際政策課 2005・2006『多文化共生社会の形成の推進に関する条例の制定に関する懇話会・審議会』同課
- 宮城県国際政策課 2007『宮城県の多文化共生施策について』同課
- 大和町教育委員会教育総務課 2008『仙台国際交流協会来町時資料（別添）多文化共生を考える』同課
- 大和町教育委員会教育総務課 2007『宮城学院女子大学視察時資料』同課
- 宮城県国際交流協会 2008『宮城の多文化共生推進に向けた事業（平成 20 年度版/抜粋）』
- J.F.モリス 2008『宮城県の「多文化共生条例」外国人点在地域の実験』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター
- J.F.モリス 2008『宮城県の「多文化共生条例」外国人点在地域の実験』2008 年日本語教育学会秋季大会 大会予稿集

[参考オンライン資料]

- 総務省『多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～』http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf
- 宮城県『多文化共生社会の形成の推進に関する条例』<http://www.pref.miyagi.jp/kokusai/kokusei/jorei.htm>
- 宮城県国際政策課 <http://www.pref.miyagi.jp/kokusai/index.htm>
- 宮城県国際政策課『宮城県の国際化の現状』<http://www.pref.miyagi.jp/kokusai/kokusei/H18genjou.htm>
- 宮城県国際交流協会 <http://www.h5.dion.nw.jp/~mia>
- 仙台国際交流協会 <http://www.sira.or.jp>